

1

防犯体制の整備と地域防犯活動の推進

現状と課題

町は、都市化の影響もあって、20年前に比べ約3倍の犯罪発生率となり、住民に大きな不安をもたらしています。こうした犯罪の増加に対応するため、町では、県の「防犯のまちづくり推進条例」を受けて、平成16年（2004）に東入間警察署と「安全で安心な街づくりのための相互協力に関する協定」を結び、情報交換を密にしながら、相互に協力して、安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてきました。

現在、町内を管轄する交番は、「三芳交番」「鶴瀬駅前交番」「みずほ台交番」の3か所があり、それぞれ地域住民のさまざまな相談に対応するために「交番相談員」が設置されています。

また、平成13年（2001）に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、不幸にして犯罪行為の被害を受けた住民の心身の早期回復を願い、支援するための整備を進めてきました。

今後は、住民一人ひとりが犯罪の被害にあわないよう心がけるとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域ぐるみの防犯活動を、地域と行政、警察署が一体となって推進していくことが大切です。

一方、防犯灯については、平成17年度（2005）現在で約2,400灯が整備されていますが、今後は生活道路を中心に未設置箇所の整備に努めるとともに、防犯上特に危険な場所には、蛍光灯から水銀灯などへの移行を検討することが求められます。また、民間所有地などへの防犯照明施設の整備を促す必要があります。



今後の施策

①防犯体制の充実

住民生活の安全を確保するため、警察署、防犯協会および地域と連携のもと、地域防犯活動を推進します。特に、地域防犯リーダーの育成や防犯パトロール隊の活動強化など住民の防犯意識の高揚に努め、情報の迅速な収集・伝達や住民参加による予防体制を整備・充実し、犯罪のない安心できるまちづくりを推進します。

②防犯灯の整備

犯罪の防止と住民の通行の安全確保のため、地域の実情に応じ、生活道路を中心に防犯灯の計画的な整備を進めるとともに、蛍光灯から水銀灯などへの移行を進めて防犯灯の質的な向上を図り、安全な地域環境の整備に努めます。

③犯罪被害者の支援

犯罪被害者は、命を奪われる、ケガをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的なショック、医療費や失職などによる経済的な負担にも悩まされることから、広報紙やホームページを通じて関連制度の周知・普及を図り、犯罪被害者の支援に努めます。



現状と課題

近年、世界各地で大規模災害が発生し、多くの人命と財産が失われています。あらゆる災害に柔軟に対応し、被害を最小限に食い止める総合的な防災体制が求められています。

町は比較的安定した地盤にあることから、過去に大きな災害が発生したという記録は報告されていません。しかし、現在は人口の増加や建物の集中・高層化がみられ、また、道幅の狭い地域や化学系事業所も点在するなど、社会構造の変化に伴って危険性が增大しており、大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予測されます。このため今後も「地域防災計画」に基づき、総合的・計画的な防災対策を推進していく必要があります。

消防体制については、常備消防は入間東部地区消防組合で運営され、三芳分署が町内の消防、救急を管轄しています。また、非常備消防としては、地域の防災体制として町内に5つの消防団が組織されていますが、各分団においては年々団員の確保が難しくなっているのが現状です。今後の課題として、団員の確保を円滑に行えるよう、地域での消防団の必要性について意識の高揚を図ることが求められます。さらに、女性消防団員の採用についても積極的に進めていく必要があります。

防災施設については、災害時の情報伝達的手段として町内に防災行政無線を設置しているほか、各小中学校を避難場所として指定し、備蓄倉庫や非常用井戸を設置しています。しかし、防災設備・機器には老朽化しているものもあるため、これらの再整備を行うとともに、飲料水・食糧・生活必需品の備蓄の充実や災害要援護者への対策などを推進していく必要があります。

町は、富士見市・ふじみ野市・豊島区と相互援助協定を締結し、避難場所の相互利用など災害時の協力・応援を行うことになっており、富士見市・ふじみ野市とは毎年8月に合同防災訓練を実施しています。また、三芳郵便局や町内企業による協力体制も整えています。大規模災害発生時には行政だけで対応することには限界があることから、今後は、高齢者や障がい者、外国人等にも配慮しつつ、自主防災組織の育成など地域における危機管理体制を確立し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、職員の研修を強化して、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

今後の施策

①総合的な危機管理体制の確立

大規模災害から住民の人命と財産を守るため、地域防災計画の見直しを行い、災害時の初期初動体制の充実に努めます。また、行政・地域住民・ボランティア・事業者との連携を図り、情報収集・救援活動などそれぞれの立場で対応できる総合的な危機管理体制の確立を推進します。

②地域防災力の強化

消防団員の確保・育成や女性消防団の活動を促進し、組織の強化・活性化を図るとともに、地域の防災リーダーを育成して自主防災組織の結成など地域防災力の強化を進めます。

③防災施設や資機材の整備・拡充

大規模災害に備え、非常用食糧をはじめ生活必需品、資機材の充実に努めます。また、災害発生時の情報伝達のための防災行政無線や避難所など、災害要援護者に配慮した防災施設の整備・拡充を進めます。



④防災意識の啓発

防災意識の啓発活動として「自らの身の安全は、自らが守る」を基本に地域防災訓練や講習会を実施し、住民一人ひとりの防災意識の高揚・充実に努めるとともに、職員の各種訓練・研修等を行い、災害時の対応力の強化に努めます。

現状と課題

町には鉄道の駅はなく、住民生活に自動車や自転車、バスは生活に不可欠なものとなってきています。自動車や自転車で行動しやすい道路環境の整備とともに、バスなどの公共交通の充実がまちづくりにおいて大きな課題となっています。

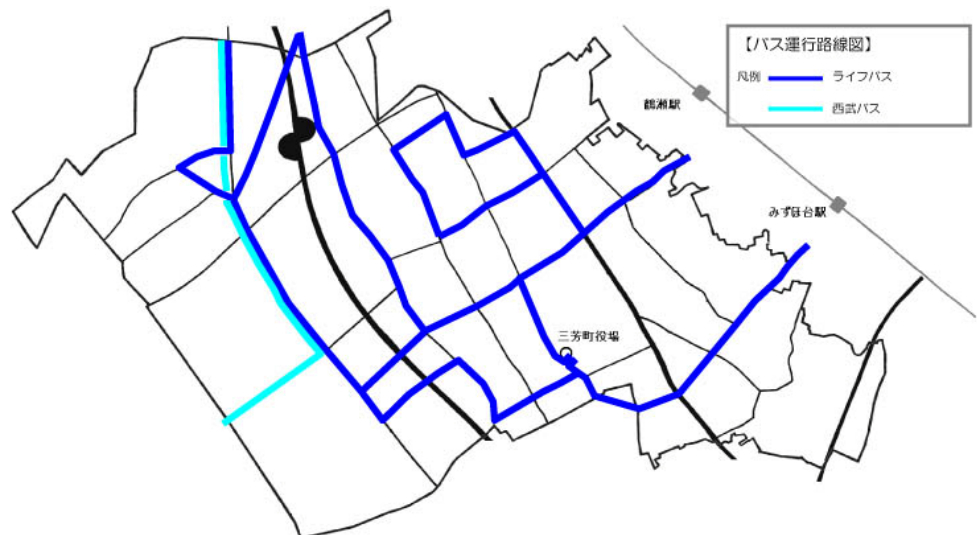
道路環境については、慢性的な渋滞がみられたり、歩道・車道・自転車道の区別がない危険な箇所が多いなどの問題が生じています。それらの対策として、交通規制の強化や危険箇所の整備改善が求められています。

また、平成17年度（2005）に、国や県などとの共同により、関越自動車道三芳パーキングエリアにおけるスマートIC社会実験が実施されましたが、利用度が全国的にも高く、継続への住民の期待も多いことから、フルインターチェンジ化に向けて国などへの要望活動を強化する必要があります。

路線バスは、ライフバスと西武バスが運行されています。ライフバスについては、町が助成を行いながら、路線の拡充など住民の利便性の向上に努めてきました。しかしながら、バス等の公共交通は、地域の生活に欠かせないものであり、高齢者や障がい者等にもやさしい充実した環境をめざして、今後さらに検討を重ねていくことが望まれます。

鉄道の利用においては、住民の多くは、富士見市内にあるふじみ野駅・鶴瀬駅・みずほ台駅を利用しています。駅までは自転車を利用している人が多く、駐輪場の収容台数を上回っていることもあって、駅周辺には慢性的な自転車の放置がみられ、町では、近隣市と連携して駅周辺の駐輪場の確保に努めています。一方、駅のバリアフリー化対策では、「みんなに親しまれる駅づくり事業」として、エレベーターや障がい者対応トイレの整備を鉄道会社等と共同で進めています。

今後も、駅周辺の駐輪場整備などにより放置自転車対策を推進するとともに、バリアフリーの観点から人にやさしく、また利便性の高い交通環境をめざして、総合的に交通政策を推進していく必要があります。



今後の施策

①バス等の公共交通の充実

バス交通については、住民の利便性の向上を図るため、バス路線網の整備や運行回数の増加などを関係機関に要望するとともに、高齢者や障がい者等にもやさしい充実した公共交通のあり方について検討を進めます。

②駐輪場対策の推進

駅周辺の放置自転車の解消を図るため、撤去対策や啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して駐輪場の整備・充実を図ります。

③交通指導の強化と危険箇所の改善

交通事故原因の一つである迷惑性の高い違法駐車を防止するため、啓発、指導活動を強化するとともに、関係機関と道路診断等を実施し、危険箇所の改善に努めます。

④駅のバリアフリー化の促進

東武鉄道（株）や富士見市とともに、周辺駅のエレベーターの整備やトイレの改造などのバリアフリー化を促進し、駅を利用する住民の快適性・利便性の向上を図ります。

⑤スマートICの恒久設置と利活用の促進

三芳パーキングエリア・スマートICについて、上り線・下り線ともに入路・出路が整備され、フルインターチェンジ化が実現できるよう、地域の声に配慮しながら、国や関係機関への働きかけを強化するとともに、周辺道路の整備を促進します。



4

交通安全対策

現状と課題

交通手段が多様化する中で、交通事故は年々増加の傾向にあります。町内の事故の特徴として、市街地では子どもの飛び出しや高齢者の事故、自転車事故が多発しており、その他の地域では速度超過による死亡事故につながる大きな事故が発生していることがあげられます。

交通安全施設については、危険箇所には道路反射鏡やガードレールを設置するとともに、道路標識、路側線、視線誘導標等の整備を進めています。また、交通事故多発路線や交差点については、東入間警察署等と協議して信号機の設置などの対策に努めてきましたが、増設要望が高い箇所についてさらに要請していく必要があります。

都市計画道路以外の歩道については、防護柵や路側線等により歩行者等の安全対策に努めていますが、道路拡幅整備に合わせた歩道の整備が課題となっています。

また、東入間警察署や団体等の協力による街頭活動や広報車での呼びかけなど、交通安全に対する意識の高揚を図っていますが、児童や高齢者などの交通弱者の関係する交通事故が増加しているため、年齢層に応じた交通安全教育が必要です。



今後の施策

①安全教育の推進

交通事故防止について、子どもから高齢者まで、それぞれの特性に応じた体験・実践型の交通安全教育や交通安全運動を積極的に推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、広報・啓発活動に努めます。

②安全施設の設置促進

危険箇所について、道路反射鏡・ガードレール・道路標識・路側線・視線誘導標等の交通安全施設の整備を進めるとともに、事故が多発する交差点については、東入間警察署等と協議し、信号機の設置を要請します。

③交通弱者対策の充実

生活道路をはじめとして、人にやさしく安全で快適なうるおいのある道路環境の整備に努めるなど、交通弱者対策の充実を図ります。

